

2020年度の事業計画

2020年度は、2019年度の事業計画の達成状況と自己点検・評価の結果を踏まえ、10の行動目標について、別表のとおり事業計画を策定した。

1 2020年度事業計画執行の基本的な考え方

事業計画の執行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら実施するサービスの提供段階（下表）にあわせ、慎重に行い、事情によっては、事業の縮小又は代替措置の検討、実施、次のように運営指標の数値目標の見直しを行うこととする。

○ 運営指標の数値目標の見直し

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年4月及び5月が臨時休館であったこと、6月2日以降開館した場合であっても、下表のとおり、すぐには従前のおりのサービスを提供することができないことから、運営指標の数値目標のうち、**利用の制限や県内図書館の開館状況に左右されるI（入館者数）、IV（協力貸出の冊数）及びVI（職員の講師派遣・協会等での発表回数）**については、**数値目標の60%を目標の目安**とする。

○ 愛知県図書館新型コロナウイルス感染症対策に対応したサービス提供段階表

段階	考え方と主なサービス		備考
Ph. 1 完全開館	考え方	感染症拡大防止のための外出自粛要請、休業要請に対応し、外出目的地とならないための措置を講じる。	緊急事態宣言期間（国・県） テレワーク実施
	主なサービス	レファレンスをメール、FAX、郵送のみ受付に限定。資料複写サービスは郵送複写のみに限定	
Ph. 2 予約資料受渡	考え方	外出先での感染拡大を防止する観点から目的を予約資料受渡に限定して個人が接触する機会を極力減少させる措置を行う。	緊急事態宣言期間（県）
	主なサービス	Ph. 1に加え 特設窓口（予約・登録）開設 電話レファレンス、資料貸出予約の再開、利用登録、予約資料受渡に限定	
Ph. 3 (6/2~)	考え方	長時間の館内での滞留による個人の接触機会を減らすため、長時間の利用が想定される座席利用、新聞・雑誌、地域資料、住宅地図など貸出禁止資料の利用を停止し、貸出可能資料（含書庫資料）のピックアップに限定して開館する。	緊急事態宣言解除
	主なサービス	Ph. 2に加え 入館による貸出可能資料のピックアップ、所蔵案内程度のカウンターでのクイックレファレンスの再開	
Ph. 4 (6/23~)	考え方	感染拡大を防止する観点から館内での3密状況の発生の可能性を極力排除する措置を講じたうえで大部分のサービスを再開する。	大部分の業種の自粛要請が解除され、また通常の国内往来が許容されるなど、概ね日常生活が戻ってきた時点
	主なサービス	全資料の利用 約半数の座席利用 レファレンス 複写サービス 相互貸借（段階的な再開） 資料展示 集客イベント（50名以内）（段階的な再開） （但し、カウンターのシールド、長時間の滞在はご遠慮いただくようお願い（掲示、館内放送）は継続）	

Ph. 5 通常開館	考え方	感染症対策の医学的措置の実施状況を踏まえ、ほぼ通常のサービスを再開。	特効薬・ワクチンなどの開発・提供開始
	再開サービス	全座席利用 集客イベント（50名以上も可、但し座席間引き）	
Ph. 6 完全開館	考え方	完全開館	感染症の終息、季節インフルエンザ化
	再開サービス	学習室開放	

2 事業計画の中で特に重点をおいて取り組む事業

2019年度の事業評価において、課題とした情報発信及び人材育成については、重点的に取り組む。進捗の遅れや数値目標に及ばなかった事業についても進行管理を着実にを行い、計画どおりの実施に努める。さらに、アフターコロナに対応した図書館運営が社会的にも求められていることから、感染症のパンデミックにも対応した危機管理、「新しい生活様式」に対応した図書館サービスを検討し実施する。

① 情報発信

インターネットメディアを利用した広報について、SNSの充実に努めフォロワーの増加を図るとともに、当館のホームページについて、見やすく親しみやすいものにするため、見直しの検討を開始し作業に着手する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、注目された動画を活用した広報やサービスの提供について、活用できる体制を作り、制作を軌道に乗せる。

なお、2021年度は当館が開館してから30周年を迎える年でもある。開館30周年は当館広報のよい機会でもあることから、2021年度における周年記念事業について企画・立案する。

② 人材育成

館内外の図書館学に関する研修の他、統計や広報、著作権法など図書館運営に役立つ関連領域の研修や講座（オンライン講座受講などを含む。）への職員の参加を積極的に継続する。職員がそうした研修や講座で得た知見を、地域の図書館へ還元することを目的に、感染症の拡大防止には留意しながら、積極的に地域の図書館への講師派遣等の要望に応じるとともに、上記①の情報発信の取組みを活用し、職員の講師派遣等について地域へのPRを図る。

③ 危機管理

地震、水害、火災等、従来図書館が想定してきた災害への対応（危機管理）に加え、今回のような感染症のパンデミックという事態の中での事業継続の在り方について調査・検討を進め、新たな災害へも対応できる危機管理体制を構築する。

④ 「新しい生活様式」に対応した図書館サービスの検討と実施

感染症の拡大に伴って、各地の図書館がサービスを停止する中で注目された郵送貸出サービスや電子書籍等の非来館型サービス、アフターコロナに求められている「新しい生活様式」に対応した施設や機器（図書消毒機等）の整備・導入を検討し、実施できるものから着手する。